

改正後の奨励金一覧表

1 対象地域

工業専用地域、準工業地域、その他事業所の新設又は増設が法令に適合し行われる場所

2 対象施設

- (1) 製造・エネルギー関連施設 (2) 研究関連施設 (3) 物流・卸売・小売関連施設
 (4) 建設工事関連施設 (5) 宿泊施設 (6) 環境対応型施設 (7) 洗濯・リネンサプライ関連施設

3 奨励金の交付要件及び交付額

奨励金の区分	交付要件	交付額	交付期間	交付限度額
① 新規立地	一体の工事により取得した対象施設の新設で投下固定資産額が 3億円 以上	対象施設に係る各年度における固定資産税納付相当額の 100分の50 に相当する額	対象施設に固定資産税が課せられることとなる翌年度から 5年間	1事業者につき1年度当たり2億円を限度
	中小企業者にあつては 1億円 以上 中小企業のうち、 ○宿泊施設にあつては 5,000万円 以上 ○卸売・小売関連施設にあつては投下固定資産額(土地に係る部分を除く。)が 5,000万円 以上			
② 大規模設備投資	一体の工事により取得した対象施設の増設又は更新で投下固定資産額が 5億円 以上 ※研究関連施設、環境対応型施設にあつては 3億円 以上	対象施設に係る各年度における固定資産税納付相当額の 100分の50 に相当する額	対象施設に固定資産税が課せられることとなる翌年度から 3年間 ※研究関連施設、環境対応型施設にあつては 5年間	1事業者につき1年度当たり1億円を限度 ※研究関連施設にあつては2億円を限度
	中小企業者にあつては 3,000万円 以上 ○卸売・小売関連施設にあつては店舗面積1,000㎡以上を対象とする。			
③ 成長分野促進	成長分野に係る対象施設の新設で、投下固定資産額が 3億円 以上 ○環境・新エネルギー関連分野 ○情報通信関連分野 ○先端素材関連分野 ○医療関連分野	対象施設に係る各年度における固定資産税納付相当額の 100分の60 に相当する額	対象施設に固定資産税が課せられることとなる翌年度から 5年間	1事業者につき1年度当たり1億円を限度
④ 地元雇用	対象施設の新設、増設又は更新に伴い、新規雇用者を雇用すること。 ただし、袖ヶ浦市雇用促進奨励金交付規則に定める奨励金の対象となる高年齢者等については、新規雇用者から除く。	新規雇用者1人当たり30万円	1年度限り	

4 施行期日等

令和元年12月 日施行

※なお、この条例の効力は5年間とし、令和2年1月2日から令和7年1月1日までに新設又は増設により取得した対象施設に適用されます。